

令和 6 年度 第49回 焼津海上花火大会

交通規制



15：00以降 臨港20号道路を交通規制

1号・2号・3号陸間からの車両進入禁止。
20：30～警察の判断により交通規制を解除。

- ①新屋438-9周辺道路
- ②新港2号陸間から臨港20号道路に至る約70mの区間
新港3号陸間から臨港20号道路に至る約70mの区間
- ③新港1号陸間から臨港20号道路に至る約70mの区間及び県水産技術研究所前に至る750mの区間

立入可能エリア

当日15時から城之腰埠頭の観覧席を開放する。
当日15時まで会場設営のため、関係車両以外の進入及び関係者以外の立ち入りを禁止する。

17：30以降 道路（オーシャンロード等）を交通規制

八雲通りは通行可能。
21：30～警察の判断により交通規制を解除。

- ④鰯ヶ島636-24地先の約70mの区間
- ⑤本町1-16地先（船玉浦神社）から新港1号陸間までの約110mの区間
- ⑥北浜通り78-1地先（堀川橋東交差点）から新港2号陸間までの約110mの区間
- ⑦城之腰197-1地先（江川橋東側交差点）から新港3号陸間までの約100mの区間
- ⑧新屋438から鰯ヶ島62-1までの区間約1,000m
- ⑨鰯ヶ島62-1から136-26までの区間約300m（新港4号陸間含む）及びアクアスやいづ周辺道路
- ⑩鰯ヶ島136-26から小川3392-9までの区間約680m
- ⑪小川3392-9から3392-2地先周辺約600m